

提案者	議案番号	議案内容		議決権行使内容
会社	1	剰余金処分	1株当たり金25円の配当	賛成
	2	取締役13名選任	社外8名、社内5名	賛成
株主 30名	3	事業目的の変更	「第1章 総則」第2条を変更する。 本会社は、人類生存の持続可能性と健全な生態系を維持するため、脱炭素・脱原発化を進めるとともに、再生可能エネルギーを主としつつ、次の事業を営むことを目的とする。	否決
	4	株主総会議事録の公開	「第3章 株主総会」第19条を変更する。 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。	賛成
	5	情報開示と対話の推進	「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設し、以下を追加する。 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。	否決
	6	技術的・組織的基礎の強化	「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設し、以下を追加する。 技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。	否決
	7	石炭火力発電関連の事業から撤退	「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設し、以下を追加する。 国内外の石炭火力発電関連の事業から撤退する。石炭火力発電所の廃止を進め、営業運転をやめるとともに他社からの石炭火力による電力調達を行わない。	否決
	8	職場のジェンダー平等	「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設し、以下を追加する。 「職場のジェンダー平等」実現を目指し、男女別賃金や管理職における男女比など性別解消、持続可能な目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。	否決
	9	取締役の解任	森社長の解任	否決
	10	取締役の解任	佐々木取締役の解任（本株主総会終了の時をもって退任）	否決
株主 98名	11	役員報酬の開示	「第9章 取締役、執行役の報酬個別開示」を新設する。 ・社外取締役、取締役、執行役の報酬を個別開示する。 ・特別顧問、顧問等、取締役退任後の嘱託契約者の報酬を個別開示する。 ・報酬委員会の「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を公開する。	棄権
	12	電気事業連合会解散と新団体設立	「第10章 変化する電気事業環境にふさわしい業界団体の設立」を新設する。 ・地域独占事業下で設立された電気事業連合会を解散する。 ・電力自由化にふさわしい、電気事業に関わるすべての企業に開放された業界団体を設立する。	否決
	13	原発事故時避難計画研究・検討会の設置	「第11章 原発事故時の避難計画研究・検討会」を新設する。 自治体が作る原発事故時の避難計画を実効性のあるものとするを目的とした、研究・検討会を設置する。	棄権
	14	再処理禁止	「第12章 再処理の禁止」を新設する。 危険でコストも高く、核兵器の材料ともなるプルトニウムを取り出す再処理を禁止する。	否決
	15	脱原子力	「第13章 脱原子力」を新設する。 原子力発電を稼働しない。	否決
	16	電力システム改革	「第14章 電力システム改革」を新設する。 電力システムの改革推進のため、関西電力送配電の株式を売却し、所有分離した別会社とする。	棄権
	17	経営の透明性の確保	「第1章 総則」に以下を追加する。 社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。	賛成
	18	代替電源の確保	「第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、低廉で安定した電力供給の役割を担う。	棄権
大阪・京都	19	事業形態の革新	「第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。	棄権
	20	ゼロカーボン社会の実現への貢献	「第16章 持続可能な社会の実現への貢献」を新設し、以下を追加する。 本会社は、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業を始めとする、事業活動にともなうCO2排出を2050年までに全体としてゼロとする。事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。	賛成
	21	報酬等の開示	「第1章 総則」に以下を追加する。 社会との信頼関係を築くために必要な経営に関する情報として、途中退任者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。	棄権
大阪	22	脱原発と安全性の確保	「第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 ・天災・武力攻撃を含むあらゆる事象についての万全の安全対策、賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設、核燃料の最終処分方法の確立について、見通しが立たない限り、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。 ・廃止までの間は、国民生活への多大な影響が避けられない真に必要な場合においてのみ、最低限の能力・期間で安定的稼働を検討する。	棄権
	23	安全文化の醸成	「第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。	棄権
	24	再就職受入の禁止	「第1章 総則」に以下を追加する。 ・取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。 ・取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いを行わない。	棄権
	25	取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用	「第4章 取締役及び取締役会」第20条を変更する。 取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。	否決
	26	脱原発依存と安全性の確保	「第15章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。それまでの間に稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う。	棄権
京都	27	発電事業の脱炭素化	「第17章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。	棄権
	28	気候変動リスクと機会の開示	「第17章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新」を新設し、以下を追加する。 パリ協定の長期目標と整合する2050年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。シナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。	賛成